



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年12月3日金曜日 第1615号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

一般廃棄物処理施設の設置の許可申請の概要等.....	1193
産業廃棄物処理施設の設置の許可申請の概要等（2件）.....	1193
救急病院の撤回.....	1194
救急病院の協力申出.....	1194
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	1194
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	1195
土地改良区役員の就退任の届出（5件）.....	1196
土地改良区役員の退任の届出（5件）.....	1198
新たな土地改良事業の施行の認可.....	1199
土地改良事業の計画の変更の認可.....	1199
土地改良事業の工事完了の届出.....	1199
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	1199
道路の区域変更（一般国道317号）.....	1199
道路の位置の指定（3件）.....	1199
落札者等の告示.....	1200

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（3件）.....1200

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第2366号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

法第8条第2項の申請書及び同条第3項の書類は、愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課、西条中央保健所、松山中央保健所及び西条市役所並びに東温市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
オオノ開発株式会社  
松山市中野町甲100番地  
代表取締役 大野照旺
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
東温市河之内字大小屋乙628番1
- 3 一般廃棄物処理施設の種類  
一般廃棄物最終処分場
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
燃え殻、汚泥、ばいじん、ガラスくず、粗大ごみ等

5 申請年月日  
平成16年10月26日

6 意見書の提出

当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 当該一般廃棄物処理施設の設置に関する生活環境の保全上の見地からの意見

(2) 提出先

愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課及び西条中央保健所並びに松山中央保健所

### ○愛媛県告示第2367号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

法第15条第2項の申請書及び同条第3項の書類は、愛媛県県民環境部環境局廃棄物対策課、西条中央保健所、松山中央保健所及び西条市役所並びに東温市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
オオノ開発株式会社  
松山市中野町甲100番地  
代表取締役 大野照旺
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
東温市河之内字大小屋乙628番1、乙628番7
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
安定型産業廃棄物最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず、がれき類
- 5 申請年月日  
平成16年10月26日
- 6 意見書の提出  
当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 当該産業廃棄物処理施設の設置に関する生活環境の保全上の見地からの意見

(2) 提出先

愛媛県民環境部環境局廃棄物対策課及び西条中央保健所並びに松山中央保健所

○愛媛県告示第2368号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

法第15条第2項の申請書及び同条第3項の書類は、愛媛県民環境部環境局廃棄物対策課、西条中央保健所、松山中央保健所及び西条市役所並びに東温市役所において告示の日から1月間公衆の縦覧に供する。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加戸守行

1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

オオノ開発株式会社  
松山市中野町甲100番地  
代表取締役 大野照旺

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

東温市河之内字大小屋乙628番1

3 産業廃棄物処理施設の種類

管理型産業廃棄物最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、鋳さい、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず、ばいじん、廃石綿、処分するために処理したもの

5 申請年月日

平成16年10月26日

6 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、愛媛県知事に次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 当該産業廃棄物処理施設の設置に関する生活環境の保全上の見地からの意見

(2) 提出先

愛媛県民環境部環境局廃棄物対策課及び西条中央保健所並びに松山中央保健所

○愛媛県告示第2369号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名
公立周桑病院	東予市壬生川131番地	周桑病院企業団

○愛媛県告示第2370号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
西条市立周桑病院	西条市壬生川131番地	西 条 市	平成19年10月31日まで

○愛媛県告示第2371号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工党政課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ伊予三島店  
四国中央市寒川町字神ノ木35番5外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社マルナカ  
香川県高松市円座町1001番地  
代表取締役 中山芳彦
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社マルナカ  
香川県高松市円座町1001番地  
代表取締役 中山芳彦
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成17年7月16日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,651平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
140台

- イ 駐輪場の収容台数  
70台
- ウ 荷さばき施設の面積  
132平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量  
40.5立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後12時
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時40分から午前0時20分まで
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口3箇所
  - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日

- 平成16年11月15日
- 3 意見書の提出
- この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
- なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに四国中央市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項
- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先  
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第2372号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出 年月日
南松山ショッピングプラザ	松山市朝生田町五丁目1-25	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	岡本清秋	志村直也	平成15年11月10日	平成16年11月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第2373号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日 年月日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町五丁目1番地1	駐車場の収容台数	1,947台	1,917台	平成17年1月1日	平成16年11月22日
		駐車場の自動車の出入口の数	19か所	18か所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第2374号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、神戸橋一部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	久 門 忠 夫	西条市中野甲1411番地2
"	塩 崎 宗三郎	西条市中野甲672番地
"	西 原 隆 雄	西条市洲之内甲420番地
"	安 藤 勝 俊	西条市安知生652番地
"	篠 原 哲 夫	西条市中野甲115番地13
"	明 比 勲	西条市中野甲924番地
"	真 木 茂 男	西条市西泉乙151番地2
"	金 子 一 善	西条市野々市126番地4
"	岩 本 雄 一	西条市西田甲536番地
"	福 田 初 雄	西条市禎瑞633番地
監 事	横 井 公 之	西条市榎ノ木160番地
"	清 水 積 正	西条市中野甲312番地1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	久 門 忠 夫	西条市中野甲1411番地2
"	塩 崎 宗三郎	西条市中野甲672番地
"	西 原 隆 雄	西条市洲之内甲420番地
"	安 藤 勝 俊	西条市安知生652番地
"	篠 原 哲 夫	西条市中野甲362番地
"	伊 藤 博	西条市中野甲977番地
"	真 木 茂 男	西条市西泉乙151番地2
"	金 子 一 善	西条市野々市126番地4
"	岩 本 雄 一	西条市西田甲536番地
"	福 田 初 雄	西条市禎瑞633番地

監 事	横 井 公 之	西条市榎ノ木160番地
"	清 水 積 正	西条市中野甲312番地1

○愛媛県告示第2375号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市大町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 田 演 昭	西条市福武甲29番地の2
"	本 田 和 男	西条市福武甲107番地の4
"	明 日 勇 雄	西条市福武甲1416番地の1
"	明 日 信 雄	西条市福武甲1298番地
"	丹 澄 夫	西条市福武甲2060番地
"	丹 秋 男	西条市大町57番地の2
"	盛 実 昇	西条市福武甲1625番地の3
"	近 藤 秋 義	西条市福武甲944番地の4
"	金 子 明	西条市明神木58番地
"	加 藤 幸 一	西条市明神木93番地の2
"	長 坂 正 男	西条市大町1149番地の第3
"	加 藤 喜 義	西条市大町979番地の3
"	高 橋 元 正	西条市大町1058番地
"	高 木 稔	西条市大町162番地の3
"	松 本 政 志	西条市大町340番地
"	日 野 喜 政	西条市大町1322番地の2
"	木 藤 計 広	西条市大町468番地の13
"	矢 野 勝	西条市朔日市46番地
"	藤 田 利 高	西条市飯岡3188番地
監 事	野 間 和 幸	西条市福武甲1469番地
"	富 山 雅 夫	西条市大町1092番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	本 田 演 昭	西条市福武甲29番地の 2
"	本 田 和 男	西条市福武甲107番地の 4
"	明 日 勇 雄	西条市福武甲1416番地の 1
"	丹 澄 夫	西条市福武甲2060番地
"	丹 秋 男	西条市大町57番地の 2
"	盛 実 昇	西条市福武甲1625番地の 3
"	近 藤 秋 義	西条市福武甲944番地の 4
"	金 子 明	西条市明神木58番地
"	加 藤 皓 逸	西条市明神木96番地の 2
"	長 坂 正 男	西条市大町1149番地の第 3
"	曾我部 憲 夫	西条市大町1267番地の 2
"	加 藤 喜 義	西条市大町979番地の 3
"	高 橋 聰	西条市大町913番地の 5
"	高 木 稔	西条市大町162番地の 3
"	三 並 正 俊	西条市福武甲1148番地
"	眞 鍋 稔	西条市神拝甲66番地
"	高 木 正 光	西条市大町638番地
"	三 谷 英 敏	西条市朔日市56番地
"	藤 田 利 高	西条市飯岡3188番地
監 事	野 間 和 幸	西条市福武甲1469番地
"	伊 藤 寅 市	西条市大町1260番地の 1

○愛媛県告示第2376号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、西条市禎瑞上部土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	福 田 信 雄	西条市禎瑞68
"	福 田 達 彦	西条市禎瑞175
"	石 川 安 政	西条市禎瑞321
"	岩 本 秀 則	西条市禎瑞311
"	平 井 清 美	西条市禎瑞330
"	福 田 豊 幸	西条市禎瑞576
"	矢 野 憲 次	西条市古川乙55 - 2
"	伊 東 章	西条市禎瑞618
"	安 藤 一 仁	西条市禎瑞605 - 2
"	高 橋 昇	西条市禎瑞676
"	宮 武 益 男	西条市禎瑞670
"	白 石 充	西条市禎瑞929
"	岡 本 省 三	西条市氷見丙64 - 2
"	越 智 易 孝	西条市樋之口109
"	高 橋 豊 重	西条市朔日市615
監 事	伊 藤 康	西条市氷見丙65 - 8
"	黒 川 治	西条市禎瑞616
"	井 上 一 夫	西条市禎瑞686

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	福 田 信 雄	西条市禎瑞68
"	福 田 達 彦	西条市禎瑞175
"	石 川 安 政	西条市禎瑞321
"	岩 本 幸 雄	西条市禎瑞311
"	平 井 清 美	西条市禎瑞330
"	福 田 豊 幸	西条市禎瑞576
"	矢 野 憲 次	西条市古川乙55 - 2
"	安 藤 靖 臣	西条市禎瑞乙605 - 2
"	高 橋 昇	西条市禎瑞676
"	宮 武 益 男	西条市禎瑞670
"	白 石 充	西条市禎瑞929
"	岡 本 省 三	西条市氷見丙64 - 2
"	越 智 易 孝	西条市樋之口109
"	高 橋 豊 重	西条市朔日市615
監 事	伊 藤 康	西条市氷見丙65 - 8
"	黒 川 治	西条市禎瑞616
"	後 藤 耕 一	西条市禎瑞613

○愛媛県告示第2377号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、五十崎町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 岡 廣 行	喜多郡五十崎町大字平岡甲908番地
"	森 脇 光 晴	喜多郡五十崎町大字古田甲1820番地
"	栗 田 謙 一	喜多郡五十崎町大字古田甲1151番地
"	沖 見 善 嗣	喜多郡五十崎町大字古田甲420番地
"	富 田 勝 也	喜多郡五十崎町大字大久喜甲475番地
"	沼 井 義 章	喜多郡五十崎町大字平岡甲352番地の 2
"	田 中 康 愛	喜多郡五十崎町大字平岡甲1133番地
"	前 田 安 正	喜多郡五十崎町大字平岡甲708番地
"	福 岡 陸 男	喜多郡五十崎町大字宿間甲92番地
"	森 本 隆	喜多郡五十崎町大字宿間甲248番地
監 事	中 岡 典 子	喜多郡五十崎町大字宿間甲146番地の 5
"	岡 田 堅	喜多郡五十崎町大字大久喜甲164番地の 4
"	竹 田 清 志	喜多郡五十崎町大字平岡甲734番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 岡 廣 行	喜多郡五十崎町大字平岡甲908番地
"	森 脇 光 晴	喜多郡五十崎町大字古田甲1820番地
"	栗 田 謙 一	喜多郡五十崎町大字古田甲1151番地
"	沖 見 善 嗣	喜多郡五十崎町大字古田甲420番地

平成16年12月3日

愛媛県知事 加戸守行

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	越智貞男	西条市下島山甲588番地
"	松浦寅太郎	西条市下島山甲2233番地

○愛媛県告示第2380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、四国中央市妻鳥地区土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加戸守行

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	佐藤博司	四国中央市妻鳥町2682番地

○愛媛県告示第2381号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市高岡土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加戸守行

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	竹内慎一郎	松山市高岡町530

○愛媛県告示第2382号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加戸守行

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	森房義	東温市北方2651番地

○愛媛県告示第2383号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、明浜町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加戸守行

"	富田勝也	喜多郡五十崎町大字大久喜甲475番地
"	沼井義章	喜多郡五十崎町大字平岡甲352番地の2
"	田中良治	喜多郡五十崎町大字平岡甲1167番地
"	前田安正	喜多郡五十崎町大字平岡甲708番地
"	伊達秋義	喜多郡五十崎町大字宿間甲127番地
"	山田安記	喜多郡五十崎町大字宿間甲421番地
監事	土居儀員	喜多郡五十崎町大字古田甲753番地の1
"	山岡正市	喜多郡五十崎町大字平岡甲637番地
"	上田熊男	喜多郡五十崎町大字宿間甲134番地

○愛媛県告示第2378号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、津島町中央土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	武田貞康	津島町大字下畑地甲1071
"	木田道隆	津島町浦和415-1
"	山本司	津島町大字下畑地甲1510
"	坂本順作	津島町岩松1905
"	山本俊幸	津島町大字近家甲1112-7
"	毛利守雄	津島町大字下畑地甲1782
"	梅村正秀	津島町北灘甲758
"	藤岡謙一郎	津島町大字上畑地甲327
"	西山吉和	吉田町立間1-1949
監事	魚崎泰郎	津島町北灘乙1912
"	松本武雄	津島町大字山財6525

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	松本武雄	津島町大字山財6525
"	武田貞康	津島町大字下畑地甲1071
"	木田道隆	津島町浦和415-1
"	坂本順作	津島町岩松1905
"	山本俊幸	津島町大字近家甲1112-7
"	毛利守雄	津島町大字下畑地甲1782
"	山本司	津島町大字下畑地甲1510
"	藤岡謙一郎	津島町大字上畑地甲327
"	細川寿一	津島町北灘丁1208
監事	梅村正秀	津島町北灘甲758
"	魚崎泰郎	津島町北灘乙1912

○愛媛県告示第2379号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市下島山土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	酒 井 正 直	西予市明浜町俵津 1 番耕地289番地

○愛媛県告示第2384号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・朝立黒杭地区）の施行を平成16年11月17日認可した。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2385号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、新居浜市多喜浜土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・多喜浜新田地区）の計画の変更を平成16年11月17日認可した。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第2386号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項

○愛媛県告示第2388号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	317号	松山市南持田町21番 2 地先から 同市湯渡町125番 1 地先まで	旧	メートル 7.2~23.0	キロメートル 0.675	
			新	18.0~29.4	0.675	

○愛媛県告示第2389号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

四国中央市曾根町字上秋則 727 番 4、735 番 5 及び 735 番 6 並びに 735 番 5 地先農道及び 735 番 5 地先水路

2 申請人の住所氏名

四国中央市上分町 550 番地 1  
毛利不動産有限会社  
代表取締役 毛利 泰夫

3 図面省略

の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
農業用排水施設整備事業	伊州子地区	平成16年3月25日

○愛媛県告示第2387号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成16年12月3日から12月16日まで

○愛媛県告示第2390号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

伊予市尾崎字天神下 9 番 6、9 番 8、25 番 1、25 番 5 及び 25 番 6

2 申請人の住所氏名

伊予市下吾川 949 番地の 1  
山田建工株式会社  
代表取締役 山田 保美

3 図面省略

○愛媛県告示第2391号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

喜多郡五十崎町大字平岡甲 467 番 1

2 申請人の住所氏名

喜多郡内子町大字内子甲 121 番地

株式会社とみなが

代表取締役 富永 洪太郎

3 図面省略

○愛媛県告示第2392号

次のとおり落札者を決定した。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
110番情報管理装置の借上げ一式	愛媛県警察本部総務室会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成16年11月18日	日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目15番12号	1,426,792円 (月額)	一般競争入札	平成16年10月8日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年11月19日	特定非営利活動法人 えひめ電子化支援センター	乗松 一 男	愛媛県松山市久万ノ台941番1	この法人は、県内の行政機関及び建設関連に携わる企業及び団体・個人に対して、CALS/ITに関する普及・啓発活動として、セミナー等の開催や各種情報の電子化及びIT化促進に関する事業を行い、更なる情報化に寄与すると共に雇用機会の増大を図り地域経済の活性化と、より高度な住民サービスが提供される社会の構築を目指すことを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年11月22日	特定非営利活動法人 こすもす	垣根 正 典	伊予市中村208番地の1	この法人は、自ら食事作りが困難な人々及び地域の福祉やコミュニケーション活動を行う団体の要請に応じて食事の供給を行い、利用者とのふれあいを図り日常生活の質の維持向上の手助けとし、団体の活動を支え、栄養・食の文化をとおして地域の保健・福祉の向上と地場産品の消費拡大に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年12月3日

愛媛県知事 加戸守行



申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年11月22日	特定非営利活動法人 愛媛県環境保全協会	薬師寺 智	松山市西野町乙103番地1	この法人は、産業型公害をはじめ地球温暖化などの環境問題について、環境保全技術の向上、調査・研究、情報提供に取り組むとともに、県民や事業者等に対する普及啓発、相談・助言、様々な活動主体や地域が行う環境問題に対する活動の支援を行うことにより、環境保全に寄与することを目的とする。

